

財団法人 医用原子力技術研究振興財団
寄 附 行 為

第1章 総 則

(名称)

第1条 本財団は、財団法人医用原子力技術研究振興財団 (Association for Research and Development of Nuclear Technology in Medicine) と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を東京都港区虎ノ門1丁目8番16号に置く。

2 本財団は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本財団は、原子炉や加速器等から発生する粒子線等による先端のがん治療をはじめとする、各種放射線による疾病の治療並びに診断等、医用原子力技術の研究を推進するとともに、その普及を図ることにより、科学技術の振興を図り、もって人類の福祉向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 医用原子力技術研究への助成
- (2) 医用原子力技術研究活動推進のための支援・普及
- (3) わが国における医用原子力技術研究のための諸施設の連携・整備の促進
- (4) 医用原子力技術研究に関する各種調査・研究
- (5) 医用原子力技術研究に関する情報連絡会等の会議開催
- (6) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 本財団の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 会費収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の種類)

第6条 本財団の財産は、基本財産と運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産

(3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 本財団の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への預け入れ、信託会社への信託又は国公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し又は担保に供することができない。ただし、本財団の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を得て、その一部を処分し又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 本財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第10条 本財団の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、毎事業年度開始前に文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで暫定予算により(前年度の予算に準じて)収入支出をすることができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第12条 本財団の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その事業年度終了後3月以内に文部科学大臣及び厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において資産の総額に変更が

あったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第13条 本財団が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、収支決算書に明記し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ文部科学大臣及び厚生労働大臣へ届け出なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第14条 予算で定めるものを除き、本財団が新たに義務を負担し又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ文部科学大臣及び厚生労働大臣の承認を得なければならない。

(事業年度)

第15条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第3章 賛助会員

(賛助会員)

第16条 本財団には、賛助会員を置く。

(1) 賛助会員は、本財団の目的及び事業に賛同する法人及び団体並びに個人とする。

(入会等)

第17条 賛助会員になろうとする者は、所定の申込書に必要な事項を記載した上、所定の会費を添えて事務局へ納入する。

2 賛助会費並びに納入方法については、理事会において別に定めるものとする。

第4章 役員

(種別)

第18条 本財団に、次の役員を置く。

理事 13人以上18人以内

監事 2人

2 理事のうち1人を理事長、3人以内を常務理事とする。

3 理事のうち2人以内を副理事長とすることができる。

(選任等)

第19条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事は、互選により、理事長、副理事長及び常務理事を選任する。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のいずれか1人とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。又同一業界の関係者の数は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。

5 監事は、相互に親族その他特別の関係に

ある者であってはならない。又監事には、理事の親族その他特別の関係がある者又は職員が含まれてはならない。

6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を文部科学大臣及び厚生労働大臣に届け出なければならない。

(職務)

第20条 理事長は、本財団を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ定めた順位により、その職務を代行する。

3 常務理事は、本財団の日常の業務を処理し、理事長、副理事長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ定めた順位により、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、本財団の業務を議決し、執行する。

5 監事は、民法第59条に定める職務を行う。

(任期)

第21条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第22条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬)

第23条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第25条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、本財団の業務に関する重要な事項を審議し及び議決し、執行する。

(開催)

第26条 理事会は、毎年2回定例的に開催する。ただし、次の場合は臨時的に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上又は監事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第1項第2号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第28条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第29条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第30条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面評決等)

第31条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、次の事項を記載し、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項

第6章 評議員及び評議員会

(評議員)

第33条 本財団に、評議員19人以上25人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員の選出に当たっては、役員又は評議員のいずれか1人とその親族その他特別な関係にある者の数が、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。又同一業界の関係者の数は、評議員現在数の2分の1を超えてはならない。
- 4 評議員には、第21条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、それぞれ「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第34条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。
- 5 評議員会には、第29条から第32条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各号に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第7章 委員会等

(委員会等)

第35条 本財団の事業の適切かつ円滑な運営を図るため、企画委員会、選考委員会、専門委員会等を置くことができる。その運営細則は理事長が理事会に諮って別に定める。

第8章 顧問

(顧問)

第36条 本財団には顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推せんにより、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、本財団の重要な事項について、理事長の諮問に応じて、意見を述べるものとする。
- 4 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第9章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第37条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ文部科学大臣及び厚生労働大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第38条 本財団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経て、解散することができる。

(残余財産の処分)

第39条 本財団が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ文部科学大臣及び厚生労働大臣の許可を得て、国若しくは地方公共団体又は本財団と類似の目的を有する法人に寄付するものとする。

第10章 事務局

(設置等)

第40条 本財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第41条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1)寄附行為

(2)理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書

(3)許可、認同等及び登記に関する書類

(4)寄附行為に定める機関の議事に関する書類

(5)収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(6)資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(7)その他必要な帳簿及び書類

2 前項の書類及び帳簿のうち、第1号から第4号に係わるものは永年、第5号及び第6号に係わるものは10年以上、第7号に係わるものは3年以上保存するものとする。

第11章 補則

(細則)

第42条 この寄附行為に定めるもののほか、本財団の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

1 この寄附行為は、本財団の設立許可があった日から施行する。

2 本財団の設立当初の役員は、第19条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところとし、その任期は第21条第1項の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。

3 本財団の設立初年度の事業計画及び予算は、第10条の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによる。

4 本財団の設立初年度の事業年度は、第15条の規定にかかわらず設立許可のあった日から平成8年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成10年11月6日(10原第131号・厚科第79号、平成10年11月6日認可)から施行する。

附 則

この規則は、平成11年9月1日(11原第125号・厚生省発厚第47号、平成11年9月1日認可)から施行する。

附 則

この規則は、平成12年1月21日(11原第199号・厚生省発厚第3号、平成12年1月21日認可)から施行する。